

# 梅ヶ枝中央会計

少数株主からの買取り

Q 譲渡制限株式会社において少数株主から株式を買取る手法としてどのようなものがありますか？

A 大別して、会社が合意して取得する方法と強制で取得する方法に区分されます。各手法のメリット・デメリットに留意する必要があります。  
また、平成 26 年改正会社法、収益還元法に関する最高裁判決に留意が必要です。

## 【主な株式買取り制度の概要】

会社法上、各種手法がありますが、主な手法は以下のとおり区分されます。

	手法
会社が合意して取得する方法	① 譲渡承認請求による自己株式の取得(会 136～145、152) →オーナーが直接取得することも可能(特別決議不要)
	② 特定の株主から取得(会 160,161) → <b>売主追加請求権が生じる</b>
	③ 相続人等から合意して取得(会 162)
会社が強制で取得する方法	④ 相続人等から強制的に取得(会 174)
	⑤ 全部取得条項付種類株式(会 108①七)
	⑥ 株式併合(会 180②③、会 309②四、会 182 の 4①)
	⑦ 特別支配株主の株式等売渡請求(会 179～179 の 10)

上記①～④の手続は後述

## 【① 譲渡承認請求(譲渡不承認時の買取)(会 136～145、152)…最高裁判決については、次葉参照。

- ・売主株主と事前に株数・金額などで合意し、本人より会社へ譲渡承認請求。
- ・会社にて不承認の通知とともに会社が買い取る旨の通知を本人へ(会 139、152)  
(取締役会非設置会社…普通決議、取締役会設置会社…取締役会、定款にて代表取締役の決定事項とすることも可(ただし、定款変更は特別決議。))

- ・株主総会の特別決議で会社の買取(会 140、141、142)  
株主総会の特別決議で譲渡承認請求者の氏名(名称)、対象株式を買取る旨、その数を決議するのみであり、**買取価格**については、**総会後に譲渡承認請求者との別途協議**。

## 【② 特定の株主から取得(会 160②③,161)】

- 売主株主と事前に株数・金額などで合意し、本人に通知。  
⇒**株主総会において通知**されるため、**売主追加請求権の保証が必要**。  
⇒ただし、株主の売主追加請求権は、**全株主の同意による定款変更**でこれを**排除することは可能**(会 164②)

## 【③ 相続人等から合意して取得(会 162)】

株主総会の特別決議で決議して、相続人に対して通知。

## 【④ 相続人等から強制的に取得(会 174)…最高裁判決については、次葉参照。

- ・会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定める(特別決議)
- ・請求時には、株主総会の特別決議により、売渡請求をする株式の数、氏名(名称)を決議。ただし、**相続人は議決権を行使できない**(会 175②)。
- ・売買価格は原則協議。双方とも20日以内に裁判所に対し**売買価格の申し立てが可能**。

## 【⑤ 全部取得条項付種類株式】

- 以下の手続を1回の株主総会にて特別決議
- ・2種類以上の株式を発行する株式会社となるための定款変更(新たな種類株式を「A種類株式」とします)
- ・既発行普通株式を全部取得条項付種類株式にするための定款変更(会 322①1、会 309②、会 108②7、会 111②、会 324②1、会 116①2))
- ・全部取得条項付種類株式取得のための株主総会特別決議(会 171)で以下の事項の決議
  - (i) 取得対価の内容、数額等又はその算定方法
  - (ii) 取得対価を交付する場合は、その割当てに関する事項
  - (iii) 会社が全部取得条項付種類株式を取得する日(取得日)
 ※支払対価をA種類株式とし、筆頭株主の株式数に対してA種類株式1株とする⇒筆頭株主以外株主は端株が割当⇒端株は議決権無し。時価で買取るか、裁判所の許可を得て筆頭株主に売却して端株主に譲渡対価を支払う。

## ●取得条項付種類株式との相違

	取得条項付種類株式	全部取得条項付種類株式
定義	一定の事由が生じたことを条件として、取得することができる種類株式(会社法 2 条 19 号、108 条 1 項 6 号)	株主総会の特別決議を条件として、取得することができる種類株式(会社法 108 条 1 項 7 号)
条項の付与	普通株式を取得条項付種類株式とする場合には、当該種類株主 <b>全員の同意</b> までが必要(会社法 111 条 1 項)	普通株式を全部取得条項付種類株式とする場合には、株主総会の <b>特別決議</b> (会社法 466 条、309 条 2 項 11 号)
取得	予め定款で <b>取得事由を定めておく必要がある</b> 反面、その事由が発生したら、それだけで株主から株式を取得することができる	予め定款で <b>取得事由を定めておく必要がない</b> 反面、取得にあたって株主総会の <b>特別決議</b> (会社法 309 条 2 項 3 号、171 条 1 項)。
対象	当該種類株式を有する種類株主のうち <b>一部の者の株式のみ</b> を取得することができる	当該種類株式を有する種類株主の <b>全て</b> を取得する

## ●MBO への活用

2013 年 8 月 28 日に公表された(株)シンプレクス・ホールディングス(東証 1 部)の

# 梅ヶ枝中央会計

「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」にて、マネジメント・バイアウト(MBO)のため、上記スキームにて、MBO 実施会社以外の株主を端株主として、会 234 等に従って売却代金を端株主に交付する事例があります。

## ⑥ 株式併合

株式の併合とは、数個の株式を合わせてそれより少数の株式にする会社の行為(例えば、100 株を 1 株にするなど)

- ・株主総会の特別決議で、併合の割合、効力発生日等を定める(会 180②③、会 309②四)。
  - ・会社は株主に対し、併合の割合、効力発生日当を通知又は公告する。
  - ・株式の併合により 1 株未満の端株が生じる場合、反対株主は会社に対し、自己の保有する株式のうち 1 株に満たない端株となるものの全部を公正な価格で買い取ることが請求できる(反対株主の買取請求権、会 182 の 4①)。
- 平成 26 年の会社法改正で制度の整備(反対株主の買取請求等)が図られ、手続としては全部取得条項種類株式を用いる方法よりもやや簡素化。

## ⑦ 特別支配株主の株式等売渡請求

平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号により、会社法「第百七十九条」を削り、「第五節 株式の併合等」、「第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求(第百七十九条—第百七十九条の十)」が新設されました。

これにより、株式会社(対象会社)の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有する株主(特別支配株主)が、他の株主全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を売り渡すことを請求することができるようになります。

特別支配株主の株式売渡請求にあわせて、**新株予約権や新株予約権付社債についても売渡請求をすることを認められています**(総称して、株式「等」)。

当該手続は、**株主総会決議を得る必要がありません**。

→①～④の会社法上の手続詳細については、次葉以降参照。

## 【収益還元法に関する最高裁判決】

…上記【① 譲渡承認請求(譲渡不承認時の買取)(会 136～145、152)】【④ 相続人等から強制的に取得(会 174)】との関連。

以下の最高裁判決がありました。(裁判所 HP より抜粋)

事件番号	平成 26(許)39
事件名	株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
裁判年月日	平成 27 年 3 月 26 日

法廷名	最高裁判所第一小法廷
裁判種別	決定
原審裁判所名	札幌高等裁判所
原審事件番号	平成 26(ラ)151
原審裁判年月日	平成 26 年 9 月 25 日
判示事項	非上場会社において会社法 785 条 1 項に基づく株式買取請求がされ、裁判所が収益還元法を用いて株式の買取価格を決定する場合に、非流動性ディスカウント(当該会社の株式には市場性がないことを理由とする減価)を行うことの可否
裁判要旨	非上場会社において会社法 785 条 1 項に基づく株式買取請求がされ、裁判所が収益還元法を用いて株式の買取価格を決定する場合に、非流動性ディスカウント(当該会社の株式には市場性がないことを理由とする減価)を行うことはできない。
参照法条	会社法 785 条 1 項、会社法 786 条 2 項

当該判決は、収益還元法について、流動性ディスカウントを認めていませんが、以下の点について、留意が必要です。

- ・今回の事例は、吸収合併消滅会社の少数株主からの**強制での買取価格**の案件(下記、会 786②の事案)に該当。
- ・従って、下記会 172 の事案には該当するとは考えられる。
- ・ただし、下記会 144 の事案には該当しないと考えられる。→会 144 の譲渡承認請求については、少数株主が**主体的に売却を希望**するもの。

主な裁判所に対する株式の売買価格等の決定の申立	
会 117②	会 116①各号による反対株主の買取請求 イ 株式の併合又は株式の分割 ロ 株式無償割当て ハ 単元株式数についての定款の変更 ニ 株式引受 ホ 新株予約権の引受 ヘ 新株予約権無償割当て
会 144②	会 140～143①…会社による譲渡承認請求拒否の場合
会 172①	会 171 の全部取得条項付種類株式の取得
会 177②	会 174～176 の相続人等に対する売渡請求
会 193②	会 192 の単元未満株式の買取
会 470②	会 467～469 の事業譲渡による株式買取請求
会 786②、会 798②、会 807②、	吸収合併等による買取請求

# 梅ヶ枝中央会計

## 【上記①～④の法的手続】

以下の決定は、株主総会の特別決議が必要。売主が原則としてその決議において議決権を行使することはできません(議決権・定足数には算入しません)。

	対象となる会社・株式	定款	売買価格決定のタイミング	売主追加請求権	財源規制		
①譲渡制限株式会社の譲渡承認を拒否して・会社が買取る場合 ・オーナーが買取る場合	制約なし (譲渡制限株式に限定)		総会決議 後両者間で協議 (裁判所への申立も可)	なし	あり	●取締役会の開催(会 139) 承認請求に対し譲渡を承認するか否か、不承認の場合は自社が買取るか、指定買取人を指定するかを決定。 <b>自社買取の場合は、株主総会開催について決議。</b> ●書面による不承認通知の発送(会 139)… <b>2週間以内</b>	
						会社を買取る場合	指定買取人が買取る場合
						●株主総会(定時株主総会または臨時株主総会)の開催(会 139、309)。 <b>特別決議</b> ・対象株式を買取る旨 ・買取る対象株式数 ●取締役会による具体的な取得条件の決定…買取る対象株式数 ●供託所への買取資金の供託と買取通知の発送(会 141) 会社を買取る旨を承認請求者に上記の譲渡不承認通知の日から 40 日以内に通知する必要。40 日以内に通知をしない場合は、譲渡承認をしたものと見做される(会 145)。	●供託所への買取資金の供託と買取通知の発送(会 142) 指定買取人が買取る旨を承認請求者に上記の譲渡不承認通知の日から 10 日以内に通知する必要。10 日以内に通知をしない場合は、譲渡を承認したものと見做される(会 145)。
						なお、この通知をする場合には、 <b>1株当たりの簿価純資産額×買取対象株式数</b> を、本店所在地の供託所に供託し、かつ、その供託を証する書面を交付しなければならない(会 141、会規 25)	
②株主との合意に基づき会社が取得する場合…特定の株主からの買取り	制約なし	規定…不要	会社法では、 <b>総会後取得価格を決定</b> する。一般	<b>あり</b>	あり	●買取価格の協議等…次のいずれかのパターンで決定(会 144) ・当事者間の協議により合意した価額 ・裁判所へ売買価格決定の申立により裁判所が定めた価額…裁判所は、価額決定にあたり、譲渡等承認請求の時ににおける会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない(会 144) ・協議が不調でかつ会社からの買取通知があった日から 20 日以内に裁判所への価格決定の申立てがされなかった場合は、 <b>1株当たり簿価純資産額×対象株式数</b>	
						●株主総会の招集通知…株主総会の開催日、議案(取得内容の大枠)を決定	
						●株主総会の開催日の 2 週間(非公開会社は 1 週間)前までに、買取対象となる特定株主に自己を加えることを請求することができる旨を通知しなければならない(会規 28)。	
						●(相続人等以外)売主追加請求権を行使する株主から会社への通知 追加で買取りを希望する株主は、株主総会開催日の 5 日前までに会社に議案を追加することを請求しなければならない(会規 29)→	

# 梅ヶ枝中央会計

	対象となる会社・株式	定款	売買価格決定のタイミング	売主追加請求権	財源規制	
③株主との合意に基づき会社が取得する場合…特定の株主が相続人など一般承継人のケース	非公開会社		的にはあらかじめ合意されている。	なし	あり	<p>追加で予定外の株主が請求する場合有。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株主総会の開催(会 156) <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得する株式数</li> <li>・取得と引き換えに交付する金銭等の内容とその総額</li> <li>・取得することができる期間(総会決議から1年以内)</li> <li>・(会社法 160①の規定により)募集通知を特定の株主に行う旨及びその特定株主</li> </ul> </li> <li>●取締役会における具体的な取得条件の決定(会 157) <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得する株式数</li> <li>・株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数又は算定方法</li> <li>・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額</li> <li>・株式の譲渡の申込期日</li> </ul> </li> <li>●(相続人等)募集通知(会 158)</li> <li>●(相続人等)から会社に対し譲渡の申込み(会 159)</li> <li>●譲渡の申込みをした相続人等からの株式の取得と代金の支払い</li> </ul>
④相続や合併など一般承継による株式取得者に対し、会社が売渡請求を行って買取る場合		規定…必要		なし	あり	<p>※創業者社長の相続人に売渡請求をするリスク有(会 175②)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●定款変更手続(会 174、309)…特別決議</li> <li>●定款変更のタイミング…特段の規定無し。従って、相続後の定款変更に基づき相続人に対し売渡請求可能(「論点解説 新・会社法(商事法務)」)。</li> <li>●取締役会の開催(会 176)</li> <li>●株主総会での売渡請求(会 175)…価格については別途当事者間での交渉</li> <li>●会社による相続人等への株式の売渡し請求(会 176)</li> <li>●会社と相続人等との間で売買価格の協議(会 177) <ul style="list-style-type: none"> <li>協議が調わない場合、会社または売渡し請求を受けた者は、会社から請求があった日から 20 日以内に裁判所に価格決定の申立てをすることができる(会 177)。</li> <li>裁判所による価額決定にあたり、請求時における会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない(会 177)。</li> <li>なお、売渡請求から 20 日以内に裁判所に価格請求の申立てを行わず、かつ当事者間の協議も調わなかった場合には、売り渡し請求は効力を失う(会 177)</li> </ul> </li> </ul>

# 梅ヶ枝中央会計

## 【上記①の譲渡制限株式の譲渡承認を拒否して会社を買取りを行う場合の手続きの流れ】

